

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○森林病害虫等防除法による薬剤防除(地上散布)を行う区域及び期間…(環境局自然環境部緑環境課)…

告示(選)

○東京都議会議員補欠選挙(目黒区選挙区)を行う事由の発生…

公 告

○毒物劇物取扱者試験の実施…(保健医療局健康安全全部業務課)…

告 示

●東京都告示第五百七十号

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号。以下「法」という。)第五条第一項の命令をするに当たり、同条第四項において準用する法第三条第五項の規定により、次の事項を公表する。

令和六年四月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 区域及び期間

(一) 区域 大島町、新島村及び神津島村の地域のうち、

次のとおりとする。
次のとおりとする。
〔「次のとおり」は省略し、その関係書類を東京都環境局自然環境部、東京都大島支庁、大島町役場、新島村役場及び神津島村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(二) 期間 令和六年五月七日から同年七月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に対し、薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

防風林、防潮林、風致林等として生活環境の保全上重要な機能を有する松林を松くい虫から守るため

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置については、法第十一条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を指定された期間内に行った者又はその代理人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならぬ。ただし、(三)による申請書を提出する場合は、この限りではない。

(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が一(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十一条第一項第三号の規定により、東京都議会議長から目黒区選挙区選出議員二名の欠員が生じた旨通知を受けた。このことにより、東京都議会議員(目黒区選挙区)における欠員は二名となったので、同法第百十三条第一項第五号の規定により、同選挙区において東京都議会議員補欠選挙を行う事由が生じた。

令和六年四月十七日

東京都選挙管理委員会

公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第百八条第一項第三号の規定により毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和六年四月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日

令和六年七月七日(日曜日)

二 試験の種類及び時間

(一) 一般毒物劇物取扱者試験

筆記及び実地試験 午前十時から正午まで

(二) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験

筆記及び実地試験 午前十時から午前十一時三十分まで

(三) 特定品目毒物劇物取扱者試験

筆記及び実地試験 午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験場所

早稲田大学早稲田キャンパス
新宿区西早稲田一丁目六番一号

予定する試験場所の定員を超えた場合等に、東京都内の他の場所で試験を実施することがある。

四 試験方法

(一) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規
イ 基礎化学
ウ 毒物及び劇物の性質並びに貯蔵その他取扱方法

(二) 実地試験

毒物及び劇物の識別並びに取扱方法

五 申請書類

(一) 受験願書(毒物劇物取扱者試験規則(昭和二十六年東京都規則第二十三号。以下「規則」という。))別記

(二) 写真台帳(規則別記第二号様式に縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、出願前六月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きの写真を貼り付けたもの)

(三) 受験票(規則別記第三号様式による。)

(四) 受験票を送付するための封筒(角形二号(日本産業規格A列四番の大きさの書類が折らずに入る大きさ)のもので、百四十円分の郵便切手を貼付し、受験者の住所及び氏名を記入したもの)

六 試験手数料
一万二千九百円

七 申請書類の受付期間
郵送による受付のみとする。
令和六年五月一日(水曜日)から同月十六日(木曜日)(当日消印有効)まで

八 申請書類の受付場所
東京都保健医療局健康安全部薬務課兼許担当
郵便番号一六三―八〇〇―一 新宿区西新宿二丁目八番一号(東京都庁第一本庁舎三十階北側)

九 その他
(一) 詳細は、東京都保健医療局健康安全部薬務課兼許担当に問い合わせること。
電話〇三(五三二〇)四五〇三
ホームページ https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/d_g/shiken.html
(二) 試験案内及び受験願書用紙は、東京都保健医療局健康安全部薬務課のホームページでダウンロードすること。

第一号様式による。)

(二) 写真台帳(規則別記第二号様式に縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、出願前六月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きの写真を貼り付けたもの)

(三) 受験票(規則別記第三号様式による。)

(四) 受験票を送付するための封筒(角形二号(日本産業規格A列四番の大きさの書類が折らずに入る大きさ)のもので、百四十円分の郵便切手を貼付し、受験者の住所及び氏名を記入したもの)

六 試験手数料
一万二千九百円

七 申請書類の受付期間
郵送による受付のみとする。
令和六年五月一日(水曜日)から同月十六日(木曜日)(当日消印有効)まで

八 申請書類の受付場所
東京都保健医療局健康安全部薬務課兼許担当
郵便番号一六三―八〇〇―一 新宿区西新宿二丁目八番一号(東京都庁第一本庁舎三十階北側)

九 その他
(一) 詳細は、東京都保健医療局健康安全部薬務課兼許担当に問い合わせること。
電話〇三(五三二〇)四五〇三
ホームページ https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/d_g/shiken.html
(二) 試験案内及び受験願書用紙は、東京都保健医療局健康安全部薬務課のホームページでダウンロードすること。

(三) 災害その他やむを得ない理由により試験を延期し、又は中止する場合は、その旨を東京都保健医療局健康安全部薬務課のホームページに掲載する。

と。

(三) 災害その他やむを得ない理由により試験を延期し、又は中止する場合は、その旨を東京都保健医療局健康安全部薬務課のホームページに掲載する。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 三〇円
印刷所 三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一(代) 郵便番号 101-0051

